

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 録

令和2年5月15日 午後2時00分 開議

出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	菅 沼 由 貴 子
委 員	渡 辺 時 行
委 員	戸 苺 恵 理 子
委 員	山 田 清 志

説明のための出席者

教育部次長	高 橋 純 司
教育部次長兼学校教育課長	河 原 克 明
教育部次長兼中央図書館長	近 藤 慎 一
庶務課長	酒 井 保 吏
学校教育課主幹	野 口 和 利
生涯学習課長	林 弘 之
スポーツ課長	梅 野 忠 彦
学校給食課長	林 俊 光

教育長が指定した事務局職員

主 事	鳥 居 政 治
主 事	柴 田 訓 代

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第15号議案 教職員の任用について（非公開）
- 第3 第16号議案 豊川市社会教育委員の委嘱について
- 第4 第17号議案 令和2年度6月補正予算について
- 第5 教育長報告 令和2年度5月補正予算について（専決処分）
- 第6 その他報告 監査委員指摘事項及び措置状況等について

「高本教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、戸苺・山田両委員を指名いたします。よろしくお願

いします。

「高本教育長」 続いて、日程第2、第15号議案「教職員の任用について」を議題といたします。なお、本案は教職員の人事に関する案件ですので、議事は非公開とし、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいですか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、本案は非公開で行います。それでは事務局から説明をお願いします。

「河原教育部次長」 第15号議案「教職員の任用について」を資料に基づき説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため議事を非公開)

「高本教育長」 続いて、日程第3、第16号議案「豊川市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「林生涯学習課長」 第16号議案「豊川市社会教育委員の委嘱について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 社会教育委員の委嘱について、お一人が代わられて、その他は昨年度と同様の方々をお願いしていきたいとのことでした。この件について、ご質問がありましたらお願いします。新しく委員になれる木和田氏は、公民館の関係の方でしたか。

「林生涯学習課長」 はい、今年の牛久保公民館長です。

「高本教育長」 他にはよろしいですか。特にご意見、ご質問がなければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第3、第16号議案「豊川市社会教育委員の委嘱について」は原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続きまして、日程第4、第17号議案「令和2年度6月補正予算について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「酒井庶務課長」、「河原教育部次長」 第17号議案「令和2年度6月補正予算について」を資料に基づき説明。

(庶務課：教育振興基金繰入金について)

(学校教育課：子ども科学教育研究全国大会実行委員会負担金について)

「高本教育長」 資料は4つの課から出ておりましたが、本日査定があり、スポーツ課、学校給食課についてはゼロ査定になったということです。この件について、ご質問がありましたらお願いします。

「山田委員」 査定で削られたとのことですが、学校給食課の献立表の印刷費はどうするのでしょうか。

「林学校給食課長」 8月の献立表の印刷代が当初の予定になかったため、今回7万3千円を要求させていただいたのですが、実際には通常掛かる費用が当初予算額よりも若干落ちていますので、その残りの金額で、8月分についても何とか予算内で執行できるものと見込んでいます。

「高本教育長」 山田委員のご質問と同様に、一般廃棄物収集運搬委託料についても、給食があれば当然廃棄物の収集をしていただかなければ困ると思うのですが、その辺も何とかやり繰りするということですね。

「林学校給食課長」 はい、そうです。

「高本教育長」 高橋次長、このような場合は、例えば9月以降の印刷代が残っていると思うのですが、それを8月分の印刷に回すような感じで後ろから持ってくるのですか。どのような流れになるのでしょうか。

「高橋教育部次長」 献立表の印刷については、4月早々に1年間分を契約しています。1年間分をまとめて入札することによって予算よりも金額が下がりますので、その残金を8月分の献立表の印刷に充てるという手法を取ります。

「高本教育長」 印刷ができなくなってしまう訳ではないですね。

「高橋教育部次長」 はい。

「高本教育長」 関連して、B&G海洋センターも修繕しなければいけない箇所があるとのことで金額も大きかったのですが、予算が付かないとなると、こちらは具体的にどのような対応をしていくのですか。

「梅野スポーツ課長」 自動監視装置のモニターの件ですが、残留塩素濃度やp hが表示される画面がエラーで表示されなくなっています。では、現在どのようにプールの水を監視しているのかという話になりますが、基本的にはモニター表示がされてないだけで機械自体は正常に動いている状態です。それに加えて、職員が毎日2次チェックとしてプールの水を汲んで検査をしておりますので、2重のチェックをしています。今回、モニターが表示されなくなったため、その基盤を修繕するために補正予算の要求をしましたが、当初予算としても修繕料は大きく予算を取ってあるものですから、補正ではなく、まずは今ある予算を使って修繕を行うということでゼロ査定となりました。

「菅沼委員」 予算内でやるように言われたということは、余分に予算を取っていたのですか。

「梅野スポーツ課長」 他の修繕を予定していた予算があるのですが、まだ執行していない部分がありますので、こちらを先行して修繕していきます。

「菅沼委員」 基盤の修繕をして、他で足りなくなったらどうするのですか。

「梅野スポーツ課長」 違うところから持ってくることになります。

「高本教育長」 限られたお財布の中で、どこから使うかということですね。他にはよろしいですか。特にご意見、ご質問がなければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第4、第17議案「令和2年度6月補正予算について」は原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続きまして、日程第5、教育長報告「令和2年度5月補正予算について(専決処分)」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「酒井庶務課長」 教育長報告「令和2年度5月補正予算について(専決処分)」を資料に基づき説明。

(庶務課：臨時休校中の家庭学習支援における図書カードの配布について)

「高本教育長」 5月補正は図書カードの配布について、ただ今説明があったとおりです。新型コロナウイルス対策として緊急に措置する必要があったため、5月臨時市議会に上程したものになりますが、この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「山田委員」 2点あります。通信運搬費として18万円ありますが、市内の小中学校に通っているお子さんには学校を通じてお渡しするという事なので、それ以外は私立の学校などへ通っている方だと思っておりますが、果たして18万円も郵送代が掛かるのだろうかということが1点と、こちら通信運搬費に絡んでくると思っておりますが、下の概要欄に市内在住の小中学生等の「等」とあるのは、市内の小中学校以外の学校へ通っている子という意味で使われているのか、小中学生以外というと学齢だけけれど学校へ通っていない子を指しているのでしょうか。

「酒井庶務課長」 1点目の通信運搬費ですが、図書カードですので簡易書留で郵送します。普通郵便に比べて単価が上がりますので、これだけの費用が掛かる見込みとなっています。それから、小中学生等の「等」の中には、該当する子がいるかどうかは分かりませんが、例えば朝鮮人学校など学校教育法で定められている学校以外に通っているお子さんなども若干含まれる可能性もございますので、小中学生等という表記をしています。

「菅沼委員」 市内在住なので、例えば外国人の子で学校に通っていない子もいますよね。そういう子たちに対しても皆に配布するのですか。

「酒井庶務課長」 実際に外国人の方で学校に通っていない方も若干いる可能性があります。今回、義務教育課程にある年齢で区切ってお配りする形をとらせていただきます。また、イレギュラーですが、DV被害等で住民登録がないけれども市内の小中学校に通っているお子さんにもお配りする予定です。

「高本教育長」 基本は住民票ですか。

「酒井庶務課長」 はい。住民登録のある方が基本です。

「高本教育長」 DV等で住所を移せない方は学校にいるということで、学校から報告してもらうのですか。

「酒井庶務課長」 学校でその子だけ配らないわけにはいきませんので、市内36校に通っているお子さんには全員に配布します。

「高本教育長」 学校の児童生徒数に対応するという事ですね。他にはよろしいで

しょうか。本日、各学校へ届ける予定とのことですので、来週以降に登校日や家庭訪問などを通じて配布されるということです。それでは、日程第5、教育長報告「令和2年度5月補正予算について(専決処分)」の報告は以上とさせていただきます。

「高本教育長」 続きまして、日程第6、その他報告「監査委員指摘事項及び措置状況について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「野口学校教育課主幹」「林生涯学習課長」 その他報告「監査委員指摘事項及び措置状況について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「渡辺委員」 3点ほどあるのですが、まず措置と対応はどう違うのですか。

「高本教育長」 措置通知書と対応状況報告書がありますが、その違いを教えてください。

「林生涯学習課長」 まず措置の方は、こうしますと断定して進んでいくものになります。対応は、まだこれから検討しながら、それに向けて進んでいきますというものです。すでに方向性が決まったものと、これから考えていくという違いがあります。

「渡辺委員」 ありがとうございます。それから、学校教育課の15ページの監査実施期間が2年前となっているのですが、これは対応が遅れたのですか。それとも指摘が遅れたのですか。どちらでしょうか。

「高本教育長」 実施期間が28年11月から29年1月ですね。これに対しての対応状況報告が今になったことについてお答えをお願いします。

「河原教育部次長」 ご指摘に対しての対応をずっと検討し続けていました。学校教育課としても、いろいろな方法を考えながら対応を提示していたのですが、それではダメだという厳しい指摘が続いており、大変厳しく苦しんでいました。

「渡辺委員」 では、28年度に指摘された内容に対する改善や対応が不十分だとし、また対応を考えなさいと言われていたということですね。それに関連して、指摘された部分というのは、委員会が発足する際にルールが守られていなかったのか、それとも最初はきちんとしたルールがあったけれどもやり方が変わってきたのか、その辺はどうなのでしょう。

「河原教育部次長」 それぞれの事業を作る段階では、このような管理の仕方が適切ではないか、許容範囲ではないかということで実施してきましたが、事業費の管理や委託の方法について、私どもが考える以上に厳しいご指摘をいただきました。

「渡辺委員」 委員会を発足する際の解釈の仕方が違っていただけですか。

「河原教育部次長」 お答えづらいところですが、私どもの解釈が甘いところがあったということはあるかと思います。

「高本教育長」 最初から違反して作ることはないと思いますので、最初の見通しが少し甘かったのかもかもしれませんね。

「山田委員」 今の件に関連してですが、それぞれの委員会や委託先の活動及びお金の使い方について指摘を受けて、一生懸命措置や対応を考えていただいたようですが、

この書き方を見ると、不登校対策委員会とその他の委員会を別の扱いにしているような印象を受けます。「市の事業として実施・運営していくもの」と「不登校対策委員会は、事業委託を改めて学校教育課が実施主体で業務を行う」とありますが、市の事業として実施する枠組みと、学校教育課が主体となって実施する枠組みにはどのような違いがあるのかが1点です。それに関わって17ページで、市の主体に移そうとしているものについては職専免でやります、不登校対策委員会については教員の本来業務だから職専免ではなくて業務として扱いますという違いがあるように思うのですが、どのような位置づけをしたのか、或いは、しなければいけなかったのかを教えてください。

「河原教育部次長」 本日、その経緯を記した十分な資料がありませんので、またきちんと確認をした上でご報告をさせていただきたいと思います。

「高本教育長」 山田委員からご質問があったように、何らかの位置づけが違うためにこういう対応措置が出てきているのだらうと思いますので、また後ほどご説明をさせていただきたいと思います。

「山田委員」 関連してよろしいですか。18ページ、生涯学習課の職務専念義務の免除に関する改善事項として、市P連や市子連については、それに参加する市の職員や教員は職専免にすることですが、この対象者というのは、市P連でいうとPTAの会長や女性部長がたまたま市の職員であった時に職専免で対応するという意味ではないかと思うのですが、それで間違いないですか。

「林生涯学習課長」 実はそうではなくて、こちらに書いてある「市職員等（教員含む）」には二種類の意味があります。まず、市P連や子どもセンター協議会の事務局を生涯学習課で持っていますので、事務局職員としての職員という意味が一つあります。もう一つは、例えば市P連で言うと、代表者会議に顧問校長が出席されますが、その顧問校長として出席をされる教員としての職員という二つの意味を含んでいます。それぞれ、私ども生涯学習課の職員の立場で言うと、本来、生涯学習課がメインでやらなければならない職責を免除して補助金交付団体である市P連や子どもセンター協議会などの仕事を行いますので、本来の職を免除するための申請が一つと、顧問校長として会議に出る場合は、本来の校長としての職務を免除してその会議に出席をするという意味の両面を持って職務専念義務の免除の申請を行うようにしたと、そのような意味があります。

「山田委員」 そういうことですか。それで学校教育課の案件に戻ると、現職研修委員会や学校保健会は本来の仕事ではないけれど職専免にするから出席せよ、不登校は子どもの事だから本来業務で良いということになります。対応に苦勞されているのは分かりますが、委員になった人の立場からすると馬鹿にされているような気がするのではないですか。委員の人にとって職専免は有難いような感じがしますが、本来の仕事ではないというような感じで扱われる会になってはいけないと思います。措置ということで、すでに決まっている事のようにですが、今の生涯学習課の答えを聞いてそう思いました。

「高本教育長」 私も山田委員と同じように思いました。児童生徒教育や現職研修は、教員の仕事ではないのかという気がしますので、職専免で出席しなければならない会なのか少し疑問に思えます。この辺もきちんと考えて今回の対応になっていると思いますし、渡辺委員のご質問にもありましたように、長い間、悶々としてきた部分かとも思います。いずれにしても、令和3年度からこのような措置とすると答えられていますので、お考えになった経緯なども含めて、後日改めて説明をお願いします。他にはよろしいでしょうか。ご質問、ご意見がないようでしたら、日程第6、その他報告「監査委員指摘事項及び措置状況について」の報告は以上とさせていただきます。

本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会は閉会といたします。

(午後3時2分 閉会)